

■本条例により添付書類が省略できる手続一覧（H30.4版）

【法定事務】

項番	根拠法令	根拠条文	事務手続名	特定個人情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者機関種別	情報提供者機関種別	担当課室名	連携の種別
1	番号法別表第二28項	別表第二主務省令21- -1ハ	個人事業税の減免	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事	都道府県知事等	総務部税務課	庁内連携
2	番号法別表第二24項	別表第二主務省令17- -1	措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち入院患者又はその扶養義務者負担分の算定	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事又は指定都市の長	都道府県知事等	健康福祉部障害者福祉推進課	庁内連携
3	番号法別表第二37項	別表第二主務省令23- -1	特別支援教育就学奨励費の経費の支弁の基準に基づく保護者等の区分の算定に必要な資料の受理	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	都道府県知事等	教育庁企画管理部財務課	団体内他機関連携
4	番号法別表第二37項	別表第二主務省令23- -1	特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第2条の規定に基づく保護者等の属する世帯の収入額及び需要額の算定	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	都道府県知事等	教育庁企画管理部財務課	団体内他機関連携

【独自利用事務】

項番	根拠法令	根拠条文	事務手続名	特定個人情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者	情報提供者	担当課室名	連携の種別
1	番号条例別表第一1項	番号条例施行規則第2条	特別支援学校への就学のため必要な経費の算定に必要な資料に係る事実についての審査に関する事務	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票	教育委員会	市町村長	教育庁企画管理部財務課	他機関との情報連携
2	番号条例別表第一1項	番号条例施行規則第2条	特別支援学校への就学のため必要な経費の算定に必要な資料に係る事実についての審査に関する事務	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	教育委員会	市町村長	教育庁企画管理部財務課	他機関との情報連携
3	番号条例別表第一1項	番号条例施行規則第2条	特別支援学校への就学のため必要な経費の算定に必要な資料に係る事実についての審査に関する事務	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	教育委員会	都道府県知事等	教育庁企画管理部財務課	団体内他機関連携